消防車両等売払業務仕様書

１　総則

⑴　この仕様書は、堺市消防局（以下「当局」という。）が令和８年度に実施する消防車両等（水槽付消防ポンプ車外）売払業務について定める。

⑵　契約にあたっては、本仕様書を十分に検討し、疑義ある場合は当局係員に質し、その内容を納得のうえ契約するものとし、契約後に於ける疑義は、全て当局の解釈に従うものとする。

２　売払車両等及び引渡予定日

別表のとおり

＊　走行距離は令和８年１０月３１日時点の距離を記載

３　車両等引渡場所

引渡場所については、堺市内とし、消防局から別途指示する。

４　車両等の引渡及び引取期限

⑴　車両等の引渡は、内訳明細書に基づく売払い代金入金確認後、当局より連絡を行う。

⑵　引取期限は、当局が車両の引き渡しを連絡した日から７日以内とする。

５　注意事項

⑴　本売払契約に関しては、堺市契約規則その他関係法令を順守し、本仕様書を確認すること。

⑵　車両及び積載資機材一式を売り払うものとする。

⑶　落札者は、別紙内訳明細書を契約日までに提出すること。

⑷　自動車検査証、車両前後左右の写真にて確認すること。なお、引き渡し時にアルミ収納ボックスや資器材等を取り外している場合がある。

⑸　車両の運搬費用、重量税還付申請費用等の諸費用は、受注者の負担とする。

⑹　売払車両については、道路運送車両法第１５条に定められている「永久抹消登録」を行うこと。

また、装着されている赤色警光灯、サイレン、消防章等の特殊装備は、受注者にて取り外して破砕処理すること。

⑺　契約後の異議は一切認めない。

⑻　車両の引取りについては、当局担当者と日程調整を行い、必ず担当者立会いのもとで引取りを行うこと。

⑼　車両引取り時間は、平日の午前９時３０分から正午、午後１時から午後５時ま

でとする。

(10)　車両移動中に生じた事故等については、受注者の責任とする。

(11)　入札以後、車両の不調により自走できない場合も受注者の責により運搬すること。

(12)　引渡場所での解体は一切認めない。

(13)　売払車両を不法投棄又は不法焼却しないこと。

(14)　売却した車両の解体処理が完全に終了するまで、盗難防止、その他管理には十分留意すること。

(15)　シュレッダーダスト、エアバック類、フロン類については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき適正に処理を行うこと。

(16)　車両引き渡し後から解体完了までの期間は９０日以内とする。

(17)　解体状況について、当局担当者が解体現場での確認を求めた場合は、速やかに応じること。

(18)　解体状況を確認するため、車両ごとに解体前、解体中、解体後の写真を提出すること。

(19)　解体後は、速やかに重量税還付申請を行い、自動車リサイクルシステムによる移動報告状況確認及び解体報告記録日の記載された関係書類等（使用済自動車処理状況、永久抹消登録／解体届出手続き完了のおしらせ、登録事項等証明書、自動車重量税還付申請書付表１等）を当局あて提出すること。

別表

番号	車両名	車番	車台番号	変速機	走行距離	引渡予定	備考
１	水槽付消防ポンプ車	堺 800 は 106	GD7JGW-10376	MT	97,429km	１月	
２	特別高度工作車	堺 800 は 166	FSS90-7000172	MT	20,321km	１月	バッテリー上がり
３	救助工作車	堺 800 は 448	GD7JGW-10345	AT	16,507km	２月	クレーン機種：ZE303HRESN
４	資機材搬送車	堺 800 さ 539	NKR81-7026799	MT	33,727km	３月	
５	災害対応多目的車	堺 800 さ 11	BG64DG-500138	AT	27,689km	３月	
６	災害対応多目的車	堺 800 さ 472	AHW41-035508	AT	20,419km	３月	
７	小型動力ポンプ付水槽車	堺 800 は 78	CYZ51Q4-3000028	MT	38,029km	２月	
８	人員搬送車	堺 200 さ 16	XZB50-0002179	AT	44,018km	３月	
９	査察車	堺 800 さ 659	BK5P-216845	AT	27,875km	３月	
１０	軽四査察車	堺 880 あ 102	HN22S-731234	AT	73,116km	３月	
１１	広報車	和泉 130 ち 119	SYE4T-203853	AT	2,674km	１月	
１２	小型動力ポンプ	－	－	－	－	３月	
１３	小型動力ポンプ	－	－	－	－	３月	

※ 入札以後、車両の不具合による自走不可の場合も受注者の責により運搬すること。

別紙

内訳明細書

車両名	車番	金額
水槽付消防ポンプ車	堺 800 は 106	円
特別高度工作車	堺 800 は 166	円
救助工作車	堺 800 は 448	円
資機材搬送車	堺 800 さ 539	円
災害対応多目的車	堺 800 さ 11	円
災害対応多目的車	堺 800 さ 472	円
小型動力ポンプ付水槽車	堺 800 は 78	円
人員搬送車	堺 200 さ 16	円
査察車	堺 800 さ 659	円
軽四査察車	堺 880 あ 102	円
広報車	和泉 130 ち 119	円
小型動力ポンプ		円
小型動力ポンプ		円
小　　計		円
消費税等相当額		円
合　　計		円

暴力団等の排除について

１．入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

（１）受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

（２）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

２．再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

３．誓約書の提出について

（１）受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

（２）受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

（３）受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

４．不当介入に対する措置

（１）受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

（２）受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

（３）本市は、受注者が本市に対し、（１）及び（２）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

（４）本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。